

大
館
市

農業委員会 だより

第67号

平成30年9月1日発行



「えだまめのまち大館」振興イベント

「親子枝豆もぎ取り体験会」の様子
(開催日7月28日(土) 会場:真中地区)



新体制での農業委員会活動



大館市農業委員会

会長 糸屋 由衛門

皆様には、日頃より大館市農業委員会の活動にご理解を頂き、深く感謝申し上げます。

7月には、西日本を中心とした広範囲に、大雨による災害が発生し、多くの尊い人命が失われ、また過去に例がないほどの大きな被害に見舞われました。

被災者並びに被災地に対しまして衷心よりお悔やみ申し上げ、一日も早い復興を願うものです。

さて、私ども農業委員会は、改正農業委員会法による新体制へ移行し、1年が経過いたしました。従来の農業委員に加え、農地利用最適化推進委員が各地区に配置され、両委員連携しながら、担い手への農地集積、耕作放棄地の解消に努めて参りました。

今後、農業従事者の減少、高齢化により、益々農地の荒廃が懸念されるわけですが、現場活動を推進し、地域の相談役として皆様のご意見・ご要望に応じて参りたく、農業委員会事務局へのご相談と併せ、各地区に配置されている農業委員、農地利用最適化推進委員を是非、ご活用して頂ければ幸いです。

農地の利用・維持を図り、大館市の農業発展のため、農業委員会一丸となって取り組む所存でありますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めての取り組み

農業委員会の活動を報告します。

農業委員会の必須業務となった農地利用の最適化を推進するためには、農業委員会全体での情報の共有が必要であり、農地のあつ旋依頼や返還された農地の速やかなマッチング活動の実施は、地域の担い手への農地の集積活動の強化が図られること、また、遊休農地の未然予防にもつながるため、新体制移行後、初めての取り組みとして、冬季期間において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の情報共有会議を開催しました。

地域の事情を総合的に考慮したうえで担い手への働きかけを行った結果、約4・5ヘクタールを早期にマッチングすることができ、少なからず成果は表れたものと思っておりますが、中山間地域や耕作不便地への対応には特効薬がありません。

今後の活動においても課題は山積しておりますが、農業委員会としても微力ながら、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携と活動を強化し、地域農業者の期待に応えるべく、スピード感のある活動を行っていきたいと考えています。

何かございましたらお気軽にご相談ください。



地区別の班体制で行われた会議の様子

総会開催・申請受付日程

大館市農業委員会では、毎月1回総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等を行う方は、受付締切日までに農業委員会に申請書を提出してください。

平成30年9月から翌年7月までの農業委員会総会の開催予定は、次のとおりです。

総会開催予定日	転用申請届出受付締切日	各種申請届出受付締切日 (転用以外)	転用等現地調査日
平成30年9月14日(金)	8月27日(月)	8月30日(木)	9月5日(水)
10月16日(火)	9月25日(火)	9月28日(金)	10月4日(木)
11月14日(水)	10月25日(木)	10月30日(火)	11月6日(火)
12月7日(金)	11月22日(木)		12月3日(月)
平成31年1月16日(水)	12月25日(火)		1月9日(水)
2月14日(木)	1月25日(金)	1月30日(水)	2月5日(火)
3月14日(木)	2月25日(月)	2月27日(水)	3月5日(火)
4月12日(金)	3月25日(月)	3月28日(木)	4月4日(木)
5月15日(水)	4月25日(木)		5月8日(水)
6月13日(木)	5月24日(金)	5月30日(木)	6月4日(火)
7月11日(木)	6月25日(火)	6月28日(金)	7月2日(火)

※総会開催日は変更になる場合があります。

全国農業新聞



発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版 8～10ページ
購読料：月700円(送料とも)
お申し込みは農業委員会事務局まで

農地パトロールを実施中！

農業委員会では、遊休農地の解消、違反転用の発生防止と早期発見のため、すべての農地を対象として農地パトロール(利用状況調査)を実施します。農業委員・推進員が各地区を巡回し、お話を伺うこともありますので、皆様のご協力をお願いいたします。

転用の相談は農業委員会へ

農業委員会からのお知らせ



農地法第3条に基づく農地の売買・贈与・貸借等には、農業委員会の許可が必要です。また、農地法第4条及び5条に基づく農地転用許可は、転用(農地を農地以外のものにする)する農地の面積が2haを超える場合は秋田県が許可権限を有し、2ha以下の場合は大館市が許可権限を有しています。

申請や相談の窓口は農業委員会です。申請内容によっては許可できない場合もありますので、事前にご相談ください。また、荒廃した農地の相談にも応じていますので、お気軽にご相談ください。

家族経営協定調印式

大館市農業委員会では、農家の皆さんが魅力的な農業経営を目指し、経営計画や働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づいて取り決める「家族経営協定」の取り組みを推進し、協定書の締結・調印についてお手伝いをしています。

7月19日比内総合支所で「赤坂敏さんご家族（山田）」の家族経営協定を結ぶ調印式が行われました。

経営主である敏さんは水稲と山の芋の複合経営を行い、長男の善大さんは平成26年から農業経営に参加するようになりました。近隣農家より作業受委託も請け負っています。

このたび、敏さんを中心に妻の美千子さん・後継者の善大さんと作業の役割分担を明確にし、責任をもって農業に取り組めるよう家族経営協定を締結しました。また、善大

さんは将来的に安定した生活を考え、農業者年金加入の必要性を強く感じ、協定締結により国庫助成を活用できることを知り、家族経営協定締結への後押しとなりました。

大館市では平成29年度までに24組の家族経営協定が締結され、新たに1組のご家族の家族経営協定が締結されたことにより、合計25組になりました。



老後の備えは国民年金プラス

農業者年金に加入を

加入条件は

国民年金
第1号被保険者

※国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

20歳以上
60歳未満

- 保険料は月額2万円から6万7千円まで自由に決められます。
- 年金は生涯支給されます。
- 節税効果が期待できます。(保険料は全額社会保険料控除)
- 農業の担い手には国から保険料の補助があります。
※青色申告をしている認定農業者などが対象となります。39歳までの加入が条件です。



農業者年金の加入申し込みやお問い合わせはお近くのJAまたは農業委員会事務局まで